

## 長岡京市分別収集整理指導業務委託実施要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、長岡京市が実施している分別収集の適正排出及び資源物のリサイクルを図るため、自治会又は自治会内のリサイクル事業団体(以下「自治会等」という。)にその業務の一部を委託することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (委託場所)

第2条 自治会内住民が排出する分別ステーションとする。

### (業務委託内容)

第3条 委託する業務内容は、次のとおりとする。

- (1)分別収集(原則として収集日程「A類」に限る。)整理、指導業務
- (2)その他市長が必要と認める業務

2 自治会等は、前項第1号に規定する業務により回収したアルミ缶を指定された回収業者に引き渡すことができる。

### (契約の相手方)

第4条 地域住民によって形成された自治会等とする。

- 2 自治会内の分別収集日(整理・指導日)等が異なる日のある自治会は、複数の契約相手方とすることができる。この場合の契約相手方の名称はそれぞれ明確に区分することとし、かつ「業務委託報告書」等についてもそれぞれ同様のものを提出するものとする。
- 3 契約の相手方の名称は、自治会名以外のリサイクル事業団体名等を使用することができる。

### (委託料)

第5条 委託料の算出については、次の計算式により行うものとする。

$$\begin{aligned} &(\text{時間当たり単位}) \times 1.5 \text{時間以上} / 1 \text{人} \times 5 \text{人以上} / 1 \text{日} \\ &\quad \times 4 \text{日} / \text{月} \times 12 \text{か月} \end{aligned}$$

- 2 前項により算出された金額を、1自治会(1団体)の年間委託料の限度額とする。
- 3 第3条第1項各号に規定する全ての委託業務を行う分別ステーションが5か所以上ある自治会は、1自治会につき年36,000円の委託料の割増分を加算することができる。

### (委託料の支払)

第6条 委託料の支払は年2回とし、4月から9月までの実施業務に対して、11月末日までに、10月から翌年3月までの業務に対して、5月末までにそれぞれ支払うものとする。

- 2 委託料の支払いについては、第8条の委託業務完了届により検査に合格したものについて支払う。

(委託業務報告)

第7条 受託者は、第3条の業務を実施した時は、すみやかに業務委託報告書(様式1)を作成するものとする。

(委託料の請求)

第8条 受託者は、4月から9月までの上半期及び10月から翌月3月までの下半期ごとに業務が完了した時は、業務委託完了届(様式2)と市の指定する請求書を添えて市長に提出するものとする。

(委託料の返還)

第9条 市は、次の各号の一に該当するときは、委託料の全部若しくは一部の支払を停止し返還を命ずることができる。

- (1)業務の報告について虚偽があった場合
- (2)契約の事項に違反があった場合

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(第4条第3項、第5条第3項を追加)

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(第4条第2項、第5条第4項を追加)

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(第4条第2項 分別収集日(整理・指導日)等の「等」を追加)

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。